

逗子市福社会館条例施行規則(平成17年規則第28号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>逗子市福社会館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年 9月27日 逗子市規則第28号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、逗子市福社会館条例(平成17年逗子市条例第22号。以下「条例」という。)第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。</p> <p>（指定管理者の指定申請書類）</p> <p>第2条 条例第9条第1項のその他規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）申請者の概要を記載した書面</p> <p>（2）申請者の活動実績を記載した書面</p> <p>（3）前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>（告示する事項）</p> <p>第3条 条例第10条の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）指定をした日</p>	<p>逗子市福社会館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成17年 9月27日 逗子市規則第28号</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、逗子市福社会館条例(平成17年逗子市条例第22号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定める。</p> <p>（指定管理者の指定申請書類）</p> <p>第2条 条例第11条第1項のその他規則で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3）（略）</p> <p>（告示する事項）</p> <p>第3条 条例第12条の規定により指定管理者の指定をした場合において告示する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p>

- (2) 管理を行わせる施設の名称
- (3) 指定を受けた法人の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

(協定の締結)

第4条 指定管理者の指定を受けた法人は、逗子市福祉会館の管理等に関する協定を市長と締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 開館時間及び休館日に関する事項
- (3) 使用の許可に関する事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

(事業報告書の提出期限等)

第5条 条例第11条に規定する事業報告書の提出期限は、毎会計年度終了後3月(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後1

(協定の締結)

第4条 (略)

(事業報告書の提出期限等)

第5条 条例第13条に規定する事業報告書の提出期限は、毎会計年度終了後3月(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後1

月)とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 事業報告書に記載すべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の状況
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) その他管理の実態を把握するために必要なものとして市長が指定する事項

月)とする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、当該期限を延長することができる。

2 (略)

(会館の使用)

第6条 会館の利用者は、会館内において次に掲げる活動を行うことができない。

- (1) 営利を目的とする経済活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動(公職選挙法第161条第1項に規定する個人演説会等は除く。)

(使用許可の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定により会館の使用許可を受けようとする者は、使用する日の属する月の3月前の初日から当該使用する日までに指定管理者に使用許可申請書を提出しなければならない。ただし、指定管理者が設置の目的から見て特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、公共団体若しくはその機関の共催若しくは後援により催しが行われる場合にあつては、前項に規定する期間前においても当該催しを行おうとする者の申請を優先して受け付け、使用を許可することができる。

(使用許可の通知)

第8条 指定管理者は、前条第1項に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、その結果を使用(許可・不許可)決定通知書により、当該申請をした者に通知しなければならない。

2 前項の規定により決定通知書の交付を受けた者は、施設の使用に際し、決定通知書を提示しなければならない。

(変更許可の申請)

第9条 前条第1項の規定による許可の通知を受けた者は、当該許可申請に係る事項を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者に申請し、指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用許可の取下げ)

第10条 第8条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可申請を取り下げようとするときは、速やかに指定管理者に申請しなければな

らない。

(利用料金の支払い)

第11条 第8条第1項の規定に基づき会館の使用許可の通知を受けた者は、使用しようとする日から起算して10日前(その期限後に使用許可申請書を提出したときは、当該使用の許可を受けた日)までに、当該利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項に規定する期間内に利用料金の支払いがない時は、その使用許可を取り消すことができる。

(利用料金の減免)

第12条 条例第9条に規定する利用料金の減免は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 会館の指定管理者が指定管理業務として実施する講座等の事業(以下「自主事業」という。)を実施するため使用する場合 10割

(2) 福祉活動を行っている市内の社会福祉事業に関する団体等が使用する場合 10割

(3) 本市及び本市の機関と共催する場合並びに会館の指定管理者が自主事業の一環として共催する場合 5割(本市及び本市の機関と共催する場合、本市及び本市の機関は、当該減額分を負担するものとする。)

(4) その他市長が特に必要があると認められた場合 5割又は10割

2 前項の規定による利用料金の減免を受けようとする者は、使用許可申請書に必要な書類を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、逗子市福社会館の管理について必要な事項は、指定管理者が市長の承認を得て別に定める。

3 指定管理者は、前項の規定による申請があったときは、その適否を決定し、通知しなければならない。

4 利用料金の支払いに当たっては、逗子市社会参加・市民活動ポイントシステム実施要綱(平成22年7月1日施行)に規定するポイント券を利用料金の一部又は全部として使用することができる。

(利用料金の還付)

第13条 条例第10条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げるとおりとし、その割合は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 使用日から起算して10日前まで(休館日の場合は、翌開館日)に申出があったもの 10割

(2) 災害その他第8条第1項の規定による許可通知を受けた者の責めによらない理由により会館施設を使用することができなくなった場合 10割

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めた場合 5割又は10割

2 前条第4項の規定により、利用料金の減免を受けたときは、当該ポイント券をもって還付するものとする。

3 前2項の利用料金の還付を受けようとする者は、その旨を記載した書面に決定通知書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

(委任)

第14条 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年10月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年10月分の申請については、第7条第1項の規定に関わらず、
2月前の初日から当該使用する日までに指定管理者に使用許可申請書を提出するものとする。